

国 総 建 第 3 1 9 号
平成 2 0 年 3 月 1 0 日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 0 年 1 月 3 1 日国土交通省令第 3 号）が制定されるとともに、平成 2 0 年 1 月 3 1 日付け国土交通省告示第 8 5 号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

告示附則六の規定による持株会社の子会社に係る経営事項審査（以下「持株会社化経審」という。）については、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成 2 0 年 1 月 3 1 日付国総建発第 2 6 9 号）」と併せて、下記により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは平成 2 0 年 4 月 1 日より適用する。

なお、平成 1 4 年 3 月 2 9 日付け国総建第 7 8 号をもって通知した「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」は平成 2 0 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

記

1. 企業集団の認定について

- (1) 企業集団に属する会社には、建設業者である子会社が全て含まれるものでなければならない。なお、企業集団に属する会社の変更は、株式の取得又は売却による子会社の範囲の変動によるもの等相当の理由がある場合に限る。
- (2) 同一の会社が複数の企業集団に属することは認められない。
- (3) 企業集団の認定は、新たに企業集団に属する会社がある場合など企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者がある場合でなければならない。
- (4) 親会社は、主として企業集団全体の基本的な経営管理等のみを行うものであること。
- (5) 企業集団に属する会社が、新たに認定を受けようとする場合にあっては、当該認定に係る経営事項審査の審査基準日における企業集団の技術職員数及び公認会計士等数が企業結合前のそれぞれの数を超えないこと。認定の更新を受けようとする場合にあっては、当該更新に係る経営事項審査の直前の審査基準日における親会社の技術職員数及び公認会計士等数が更新前のそれぞれの数を超えないこと。

2. 企業集団に属する建設業者についての数値の認定について

(1) 審査基準日

原則として、企業結合の日とする。ただし、合併、営業譲渡又は分割を伴う場合については、合併時経審（「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化

等について」(平成20年3月10日国総建第 309 号)における合併時経審をいう。以下同じ。)その他の経営事項審査の取扱いに併せて持株会社化経審を受けることができる。

(2) 認定基準

次表により算定された数値を認定する。

項目	算定方法
Z(技術職員数)	親会社に在籍する技術職員数を各子会社に按分し、算定する。
W(公認会計士等数)	親会社に在籍する公認会計士等数を各子会社に按分し、算定する。

3. 認定の申請手続き

- (1) 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値の認定(以下「認定」という。)の申請は、別紙1の例により「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定申請書」(以下「申請書」という。)を提出してしなければならない。
- (2) 申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属する全ての会社が承認したものでなければならない。
- (3) 認定の手続きは、国土交通省総合政策局建設業課において行う。
- (4) 国土交通大臣は、認定を行ったときは、当該申請者に対して別紙2の例により「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」(以下「認定書」という。)を交付する。
- (5) 一の企業集団に属する複数の者が、それぞれ認定を申請する場合は、同日に申請しなければならない。

4. 許可行政庁に対する総合評定値請求等について

- (1) 認定を受けた各子会社は、経営事項審査を受けようとするときは、許可を受けた国土交通大臣(地方整備局長等)又は都道府県知事に対して、経営事項審査申請書に認定書の写しを添えて、申請する。
- (2) 国土交通大臣(地方整備局長等)又は都道府県知事は、持株会社化経審の結果を通知するときは、総合評定値通知書に「持株会社化経審」と明記する。また、合併、営業譲渡又は分割を伴う持株会社化の場合は、「持株会社化経審」の前に「合併時経審」等と明記する。
- (3) 企業集団に属する会社の商号等は公表する。

別紙 1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定申請書

所在
商号
代表者

印

平成20年国土交通省告示第85号附則六の規定に基づき、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値の認定を申請します。

記

1. 企業集団に属する会社

商号	所在	許可番号	備考
A社			親会社
B社		00-00000	
C社		00-00000	

2. 企業集団に属する建設業者についての経営事項審査の項目の数値

(1) 親会社の職員の内訳

① 技術職員数

1級監理受講者の数	〇〇人
1級技術者の数	〇〇人
基幹技能者の数	〇〇人
2級技術者の数	〇〇人
その他技術職員の数	〇〇人

② 公認会計士等数

公認会計士等の数	〇〇人
2級建設業経理事務士の数	〇〇人

(2) 親会社の職員の子会社への按分の内訳

① B社

・技術職員数

〇〇工事

1級監理受講者の数	〇〇人
1級技術者の数	〇〇人
基幹技能者の数	〇〇人
2級技術者の数	〇〇人
その他技術職員の数	〇〇人

〇〇工事

1 級監理受講者の数	〇〇人
1 級技術者の数	〇〇人
基幹技能者の数	〇〇人
2 級技術者の数	〇〇人
その他技術職員の数	〇〇人

・ 公認会計士等数

公認会計士等の数	〇〇人
2 級建設業経理事務士の数	〇〇人

②C社

・ 技術職員数

〇〇工事

1 級監理受講者の数	〇〇人
1 級技術者の数	〇〇人
基幹技能者の数	〇〇人
2 級技術者の数	〇〇人
その他技術職員の数	〇〇人

〇〇工事

1 級監理受講者の数	〇〇人
1 級技術者の数	〇〇人
基幹技能者の数	〇〇人
2 級技術者の数	〇〇人
その他技術職員の数	〇〇人

・ 公認会計士等数

公認会計士等の数	〇〇人
2 級建設業経理事務士の数	〇〇人

以 上

以上の申請内容を承認します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

所在
商号
代表者 _____ 印

所在
商号
代表者 _____ 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日

商号
 代表者 _____ 様

企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

国土交通大臣 〇〇 〇〇

平成20年国土交通省告示第85号附則六の規定に基づき、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値の認定をする。

記

1. 企業集団に属する会社

商号	所在	許可番号	備考
A社			親会社
B社		00-00000	
C社		00-00000	

2. 企業集団に属する建設業者についての経営事項審査の項目の数値

① B社

・技術職員数

〇〇工事

1 級監理受講者の数	〇〇人
1 級技術者の数	〇〇人
基幹技能者の数	〇〇人
2 級技術者の数	〇〇人
その他技術職員の数	〇〇人

〇〇工事

1 級監理受講者の数	〇〇人
1 級技術者の数	〇〇人
基幹技能者の数	〇〇人
2 級技術者の数	〇〇人
その他技術職員の数	〇〇人

・公認会計士等数

公認会計士等の数	〇〇人
2 級建設業経理事務士の数	〇〇人

②C社

・技術職員数

〇〇工事

1級監理受講者の数

〇〇人

1級技術者の数

〇〇人

基幹技能者の数

〇〇人

2級技術者の数

〇〇人

その他技術職員の数

〇〇人

〇〇工事

1級監理受講者の数

〇〇人

1級技術者の数

〇〇人

基幹技能者の数

〇〇人

2級技術者の数

〇〇人

その他技術職員の数

〇〇人

・公認会計士等数

公認会計士等の数

〇〇人

2級建設業経理事務士の数

〇〇人

以 上